

1 市場において、価格の動きによって需要量と供給量が調整され、資源が最適に配分される仕組みを何という？

- ① 価格の自動調節機能 ② 独占の弊害 ③ 価格の硬直性 ④ 市場の失敗

2 複数の企業が話し合って製品の価格を決めたり、販売する量を調整したりして競争を避ける行為を何という？

- ① トラスト ② カルテル ③ 持株会社 ④ コンツェルン

3 独占禁止法に基づき、企業の合併やカルテルなどの動きを監視する行政機関を何という？

- ① 会計検査院 ② 消費者庁 ③ 人事院 ④ 公正取引委員会

4 企業間の公正で自由な競争を守るために制定された法律を何という？

- ① 独占禁止法 ② 製造物責任法 ③ 不正競争防止法 ④ 消費者基本法

5 企業が協力して不当に価格をつり上げるなどの行為を何という？

- ① カルテル ② ダンピング ③ トラスト ④ コンツェルン

6 製造物責任法において、消費者が製品の欠陥による被害を受けた際に、製造者の何がなくとも損害賠償を請求できるようにしたか？

- ① 因果関係 ② 欠陥 ③ 損害 ④ 過失

7 寡占市場において、企業間で価格競争が起きにくく、一度決まった価格が下がりにくくなる現象を何という？

- ① 価格の硬直性 ② 非価格競争 ③ 価格維持政策 ④ プライス・リーダーシップ

8 訪問販売で契約した際、クーリングオフの手続きが認められている期間は何日間以内と決まっている？

- ① 20日間 ② 30日間 ③ 14日間 ④ 8日間

9 消費者の利益を守り、その自立を支援することを目的として制定された法律を何という？

- ① 独占禁止法 ② 消費者基本法 ③ 割賦販売法 ④ 製造物責任法

10 独占企業の存在や公共財の供給などにより、市場経済の機能が十分にはたらない状態を何という？

- ① 競争の促進 ② 価格の自動調節機能 ③ 独占の禁止 ④ 市場の失敗

11 価格と、生産者が販売しようとする数量との関係をグラフ上に示した線を何という？

- ① 需要曲線 ② 供給曲線 ③ 価格曲線 ④ 市場曲線

12 消費者トラブルの解決に向けた政策立案や相談支援など、消費者の権利を守るために設置された中央行政機関を何という？

- ① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 金融庁 ④ 消費者庁

13 商品の価格が変化したとき、それに応じて消費者が実際に買おうとする数量が増減することを何という？

- ① 需要量 ② 均衡価格 ③ 市場価格 ④ 供給量

14 一社が市場を支配し、消費者に不利な価格設定を行う状態を何という？

- ① 独占 ② 独占的競争 ③ 寡占 ④ 複占

15 有力な企業が価格の先導役となり、他社がその価格に追随する現象を何という？

- ① カルテル ② 管理価格 ③ 価格の硬直性 ④ プライス・リーダーシップ



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	価格の自動調節機能 とは、品不足のときは価格が上がり、売れ残りのときは価格が下がることで、自然と需要と供給がバランスする仕組みです。		1 価格の自動調節機能	☐
2	カルテル とは、本来ライバルである企業同士が直接話し合い、価格を高く保ったり、生産量に制限を設けたりする行為です。		2 カルテル	☐
3	公正取引委員会 は、独占禁止法の番人として、企業による談合やカルテル、不当な取引制限などを調査・処罰します。		4 公正取引委員会	☐
4	独占禁止法 は、企業が不当に結託したり、独占的な地位を悪用して消費者に不利益を与えたりすることを禁止する法律です。		1 独占禁止法	☐
5	カルテル とは、本来競合する企業同士が秘密裏に話し合い、価格のつり上げや販売地域の分担などを行う行為です。		1 カルテル	☐
6	製造物責任法（PL法）では、製品に欠陥があることさえ証明できれば、製造者のミス（ 過失 ）を立証しなくても損害賠償を請求できます。		4 過失	☐
7	価格の硬直性 とは、需要が変化しても価格が適正な水準まで下がらない状態を指します。		1 価格の硬直性	☐
8	この 8日間 という期間は、消費者が契約内容を冷静に検討し、専門機関へ相談するために必要な最小限の時間を考慮して設定されています。		4 8日間	☐
9	消費者基本法 は、消費者の利益を守るための最も基本的なルールを定めた法律です。		2 消費者基本法	☐
10	市場の失敗 とは、独占企業による価格操作や、公園や道路のような公共財が供給されないなど、市場メカニズムだけでは解決できない問題が生じる状態です。		4 市場の失敗	☐
11	供給曲線 は、縦軸に価格、横軸に供給量をとったグラフ上に描かれます。		2 供給曲線	☐
12	消費者庁 は、消費者の安全や安心を確保するための政策を総合的に推進する機関です。		4 消費者庁	☐
13	需要量 は、特定の価格が提示されたときに、消費者が実際に買おうとする商品の量のことです。		1 需要量	☐
14	独占 とは、一つの企業だけが市場を占め、支配する力を持つことをいいます。		1 独占	☐
15	プライス・リーダーシップ とは、市場で特に影響力の強い企業が価格を決定し、他の企業がその価格を基準に追随する現象です。		4 プライス・リーダーシップ	☐

言えなかった用語ノート